

# ネッコチップ工法研究会会則

平成11年10月6日発効

平成12年8月29日改訂

平成14年7月1日改訂

平成15年5月30日改訂

平成16年6月14日改訂

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、ネッコチップ工法研究会と称す。

### (事務局)

第2条 本会は、事務局を日特建設株式会社におく。

事務局の役割、構成等は、理事会の承認を得て会長が別に定めるものとする。

### (目的)

第3条 本会は、ネッコチップ工法(以下「本工法」という。)の普及、技術の向上並びにその健全なる発展を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 本工法の普及及び広報
- 2 本工法の技術資料、実績調査結果等の整備
- 3 本工法の研究及び改良
- 4 関係諸機関に対する連絡と意見の具申
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1 正会員 ... 本工法の特許又は実施権を有し、全国規模で施工、営業活動が可能な会社であって、理事会の承認を得た会社
- 2 準会員 ... 本工法の特許又は実施権を有し、特定地域で施工、営業活動が可能な会社であって、理事会の承認を得た会社
- 3 賛助会員 ... 本工法に使用する機械又薬剤を製造または販売する会社であって、理事会の承認を得た会社
- 4 特別会員 ... 本工法の目的および事業に賛同する団体または個人。

本会に入会しようとするものは、本会の理事会の承認を得なければならない。

(会員の義務)

第6条 本会の会員は、次の義務を負うものとする。

- 1 本工法の普及に努めるとともに、第4条に定める事業に積極的に協力すること
- 2 本会で知り得た相互の技術情報又は成果等に関して、会員以外の第三者に開示しないこと
- 3 第20条第1項に定める会費を納入すること
- 4 本会の会則を遵守すること

(会員資格の変更)

第7条 会員が入会後にその資格を変更するときは、再度「入会申込書」を届け出るとともに、本会の理事会の承認を得なければならない。なお、入会金は、準会員・賛助会員から正会員に変更する場合はその差額を納める。ただし、変更が逆の場合の差額は返却しない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする会員は、会長に理由を付した退会届を提出することにより退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本会の目的若しくは事業を妨げ又は名誉を傷つける行為をしたときは、理事会の決議により当該会員にその旨を通知し除名することができる。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員をおく。

- |      |     |
|------|-----|
| 会長   | 1名  |
| 理事   | 若干名 |
| 会計監事 | 1名  |

会長は、日特建設株式会社の取締役または社員をもってこれにあてる。

理事は、日特建設株式会社、株式会社熊谷組、株式会社ガイアートT・K、テクノス株式会社及び第5条第1項に定める正会員の互選により定めた者による。

会計監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員任期)

第 11 条 役員の任期は、就任の日から 2 年間とする。但し、再任を妨げない。  
欠員により就任した役員の任期は、前任者の任期満了の日までとする。

( 役員の職務 )

第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。  
理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。  
会計監事は、本会の収支決算の監査を行う。

( 顧問 )

第 13 条 本会に顧問若干名をおくことができる。  
顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。  
顧問は、会長及び理事等に対し必要な助言を与えるものとし、理事会等に出席して、意見を述べることができる。  
顧問には委嘱料を支給するものとし、その額は理事会の承認を得て会長が別に定めるものとする。

#### 第 4 章 会議

( 会議 )

第 14 条 本会の会議は、総会、理事会及び幹事会とし、それぞれ次の者をもって構成する。  
1 総会は正会員、準会員および賛助会員の代表者をもって構成する。  
2 理事会は、役員をもって構成する。  
3 幹事会は、日特建設株式会社、株式会社熊谷組および株式会社ファテックの社員から選出された者をもって構成する。

( 総会 )

第 15 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、この会則において別に定めるもののほか、次の事項を決議する。  
1 第 4 条に定める事業の計画、予算及びその決算に関すること  
2 本会則の改廃、変更に関すること  
3 その他会長が特に必要と認める事項

( 理事会 )

第 16 条 理事会は、この会則において別に定めるもののほか、次の事項を決議する。  
1 会務の執行に関する重要事項  
2 総会に付議すべき事項  
3 総会において委任された事項

#### 4 その他会長が必要と認めた事項

##### (幹事会)

第17条 幹事会は、理事会を補佐し、日常会務の運営にあたる。

##### (会議の開催)

第18条 本会の会議の開催時期、回数は次のとおりとする。

- 1 定時総会は、毎年1回、一定の時期に開催する。
- 2 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたとき、若しくは会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があった場合、開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から請求があった場合開催する。
- 4 幹事会は、必要の都度開催する。

##### (会議の招集、決議等)

第19条 会長は、総会および理事会を召集し、その議長を務める。

総会および理事会の決議は、本会則に別段の定めのある場合を除き、正会員、準会員および賛助会員の3分の2が出席し、その過半数以上の同意をもって決議する。

##### (委員会)

第20条 本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは委員会をおくことができる。

委員会の業務、組織等は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

##### (連絡担当者)

第21条 会員各社に、連絡担当者をおき、事務局との連絡にあたる。

### 第5章 会計

##### (会計)

第22条 本会の会費は、次のとおりとし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

|   |     | 正会員      | 準会員・賛助会員 |
|---|-----|----------|----------|
| 1 | 入会金 | 400,000円 | 200,000円 |
| 2 | 年会費 | 200,000円 | 100,000円 |

入会金は入会するとき納付し、年会費は毎年4月末日までに納付するものとする。但し、年度中途に入会した場合は、入会ときにその全額を納付するものとする。

本会の会費は、いかなる場合もこれを返還しない。

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

事務局は、会計年度終了後すみやかに本会の決算書を作成し、会計監事の監査を受けるとともに総会の承認を得なければならない。

## 第6章 その他

(解散、残余財産の処分)

第23条 本会は、会員の3分の2以上の同意をもって解散することができる。この場合の残余財産の処分は、理事会で決定するものとする。

(その他)

第24条 本会則に定めなき事項については、理事会の承認を得て決定する。

## ネッコチップ工法実施に関する細則

### (目的)

第1条 本細則は、ネッコチップ工法研究会(以下「研究会」という。)の会員が、ネッコチップ工法(以下「本工法」という。)の普及展開、技術の改良並びに営業・施工支援などを目的に行う活動において、発生する費用の負担・分担について定める。

2. 研究会の会員の会社名及び資格については別紙研究会名簿において定める。

### (用語の定義)

第2条 本細則において用いる用語の意義は次の通りとする。

- (1) 派遣費用とは、通信交通費、宿泊費および技術料の合計をいう。
- (2) 技術料とは、技術員の人件費をいう。

### (研究会の費用負担範囲)

第3条 研究会は、会員の共通の利益を目的とした次の費用の一部又は全額を負担するものとし、詳細は幹事会が事業計画に基づき定めるものとする。

- (1) 本工法の普及活動および追跡調査のための技術員の派遣費用
- (2) 材料、基盤材など解析費用および技術改良の補助
- (3) 見学会・講習会等の開催費用
- (4) パンフレット・技術資料・ビデオなどの制作費用

2. 前項の費用は、会則第22条(会計)に定める会費および次条に定める収入をもってこれに充てる。

### (費用の充当)

第4条 前条の定めにより研究会が負担する費用は、会則第22条(会計)に定める会費の他、本工法に使用する材料のうち団粒剤、接合剤の材料費に各50円/kgを加え徴収し、これを充当する。

2. 前項の費用の徴収は、賛助会員である㈱ファテックが代行し、研究会に納めるものとし、徴収開始時期は平成12年9月1日からとする。
3. 第1項に基づく収入は、特別会計として決算書を作成し、会計監事の監査を受けるとともに総会の承認を受けなければならない。

### (派遣費用の負担範囲)

第5条 本工法の普及活動等を目的とした技術員の派遣費用は、幹事会が事業計画に基づき定める案件については、原則として研究会が負担する。

ただし、技術料は、本工法の普及活動を目的とする場合であっても派遣要請会社が50%、研究会が50%負担するものとする。

また、施工を実施する会社（会員、非会員）が施工指導などを受ける目的で技術員の派遣を要請した場合の派遣費用は原則として派遣要請会社の全額負担とする。

2. 派遣費用に該当しない少数のパフレット代、技術資料代などは研究会の負担とするが、機械リース料・材料費等の費用については、全ての案件において原則として派遣要請会社の全額負担とする。

（派遣費用の算出）

第6条 派遣費用は以下の方法で算出する。

技術料（一人あたり） 50,000円/日×実働日数

移動日は実働日数に含まないものとする。但し、実働日と移動日との区別につき疑義が生じた場合には、協議により定めるものとする。

宿泊費 10,000円/泊×宿泊日数

交通通信費 最短距離実費

2. 前項の定めに関わらず、研究会の非会員の会社が施工実施の為、技術員派遣を要した場合には、算出した派遣費用の他、研究会運営の原資となる費用を合算した金額を当該要請会社に請求するものとする。

3. 本条各項の金額には消費税が含まれるものとする。

（技術員派遣要請の手続）

第7条 技術員の派遣を要請する会員会社は研究会事務局にその旨を連絡し、同事務局は「派遣依頼」の書面により技術員派遣会社に要請連絡する。

（派遣費用の請求および支払）

第8条 研究会は、派遣費用決定額をその都度派遣要請会社に請求し、派遣要請会社は請求書受領後速やかに研究会に支払うものとする。

2. 技術員派遣会社は、生じた派遣費用を第6条に基づいて算出し、その合計金額をその都度研究会事務局に請求する。但し、償還金額については研究会と別途協議の上、決定し、研究会は左記の金額を半期ごとに集計して派遣会社に支払うものとする。ただし、派遣会社の負担費用が高額となった場合はこの限りでない。

3. 前項の定めに関わらず、幹事会社および事務局の派遣費用は、研究会にその都度請求し、研究会は請求毎に支払うものとする。

(使用材料)

第9条 本工法で使用する撒きだし材料のうち、団粒剤、接合剤および研究会が定めた添加剤は、本工法の品質を確保するために研究会が承認する材料を使用するものとする。

(工事の報告)

第10条 会員会社は、本工法の工事受注後速やかにその内容(工事名称、発注者、数量、施工時期、元請け業者名等)を研究会事務局に報告しなくてはならない。

(本細則の効力の不遡及)

第11条 本細則の効力は第9条に定める発効日以降生じた費用に対して及ぶものとし、会員各社が本細則発効日以前に抛出または受領した費用には及ばないものとする。

(本細則の発効日)

第12条 本細則は平成12年8月2日より発効するものとする。

【改訂：平成13年5月24日 第3条第3項を追加】

【改訂：平成15年5月30日 第1条から第5条まで第6条第1項、第8条第2項を改定  
旧第7条を削除】